

JAPHIC 認定審査機関の認定に関する規約

履歴

制定施行年月日	2016年4月1日
改定施行年月日	

目次

第1章	総則	1
第2章	審査機関の認定の対象となる事業者	1
第3章	審査機関の認定申請	2
第4章	審査機関の認定審査	3
第5章	審査機関の認定契約	4
第6章	認定更新申請	6
第7章	付与評価機関の監督・指導・勧告	7
第8章	認定審査機関連絡会	8
第9章	異議の申出	8
第10章	見直し及び改正手続き	9
様式1	10
様式2	11

第1章 総則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会（以下「協会」という。）が運営する JAPHIC マーク付与評価機関（以下「付与評価機関」という。）は、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定審査に係る業務を適確に実施する能力があると認められる事業者に対し、審査機関として認定をする。

2 この JAPHIC 認定審査機関の認定に関する規約（以下「本規約」という。）は、JAPHIC 認定審査機関（以下「認定審査機関」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 付与評価機関による、認定審査機関の認定は、本規約の定めるところによる。

(定義)

第3条 本規約における用語の定義は、この規約で特別に定めるもののほか、「JAPHIC マーク制度基本要領（以下「基本要領」という。）」において定められた用語の定義による。

第2章 審査機関の認定の対象となる事業者

(審査機関の募集)

第4条 付与評価機関は、協会が別に定める年度事業計画に基づいて、その年度に募集する審査機関の事業者数を原則上限として、認定することができる。

(認定対象の事業者)

第5条 審査機関の認定の対象となる事業者は、申請に係る事業の拠点を本邦内に有する事業者に限る。

2 外国法人の申請は、次のいずれにも該当する場合に限り、認定の対象となる事業者とする。

- (1) 本邦の法律に基づいて支店として登記している場合
- (2) 個人情報の取扱いが親会社となる外国法人と一体となっていない場合

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業者（実質的に同一とみなすべき事業者を含む。）からは、審査機関の認定申請を受けることができない。

- (1) 申請の日前3か月以内に、付与評価機関より審査機関の認定の否認決定通知を受けた事業者。
- (2) 申請の日前1年以内に、付与評価機関より審査機関の認定の失効決定通知を受けた事業者。
- (3) 付与評価機関が、個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつ JAPHIC マーク付与認定に係る審査業務を適確に実施する能力があると認められないと判断した事業者。
- (4) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者。

(5) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ② 個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(認定審査機関への委託業務)

第7条 付与評価機関は、次の業務を認定審査機関に委託する。

- (1) 付与評価機関が指定する、JAPHIC マーク制度に係る審査及び当該審査機関に登録した認定審査員の管理監督業務
- (2) 付与評価機関が指定する、JAPHIC 個人情報保護検定実施会場の運営及び試験官業務
- (3) その他、付与評価機関及び認定審査機関の双方が認める業務

第3章 審査機関の認定申請

(審査機関の認定の申請)

第8条 審査機関の認定を受けようとする事業者は、次の申請書類を付与評価機関に提出しなければならない。

- (1) 所定の様式による指定申請書
- (2) 登記事項証明書その他の申請団体の実在を証する公的書類
- (3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類
- (4) 役員の名簿
- (5) 所属する2名以上の認定審査員の名簿
- (6) 所属する1名以上の主任審査員の名簿
- (7) 審査業務の実施体制及び経理的基礎を説明する書類
- (8) 審査業務の実施において事業者から取得する書類その他の情報についての安全上の措置を説明する書類
- (9) 申請団体が策定した個人情報保護のための業界ガイドラインがあるときは、当該業界ガイドライン及び個人情報保護に関するその他の規程類
- (10) 個人情報保護に関するその他の事業があるときは、その実施状況(計画を含む。)を説明する書

類

(11) その他付与評価機関が指示する書類又は申請団体が適当と認める書類

(審査申請料等)

第9条 申請事業者は、申請に当たり別に定める申請料及び審査料（以下「審査申請料等」という。）を付与評価機関に納付しなければならない。

- 2 付与評価機関は、前項の審査申請料等の納付があるまでは申請事業者の審査を行わない。
- 3 付与評価機関は、申請の日から3か月以内に納付がないときは、審査機関の認定をしない旨の決定をし、否認決定通知書にその旨をその理由を付して申請事業者に通知する。
- 4 申請事業者は、いったん納付した審査申請料等については、返還を請求することができない。

第4章 審査機関の認定審査

(審査)

第10条 新たに審査機関の認定を受けようとする申請事業者及びすでに審査機関の認定を受けており、その更新を受けようとする更新申請事業者（以下、合わせて「申請事業者等」という。）は、申請時において、付与評価機関より、別に定める規程に基づいて、審査を受ける。

- 2 付与評価機関は、前項の審査においては、審査基準として次の事項を重視する。
 - (1) 「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（以下「経済産業分野ガイドライン」という。）」への適合性
 - (2) 「JIS Q 17021-1：2015 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」への適合性
- 3 付与評価機関は、別に定める規程に基づいて、申請事業者等の事業所において現地審査を行う。

(不適合の通知)

第11条 付与評価機関は、第10条1項から3項の審査の結果、別に定める規程に基づいて申請事業者等の適合性が認定の基準を満たさないと判断したときは、不適合通知書にその理由を付して申請事業者等に通知する。

- 2 付与評価機関は、審査の過程において申請に係る事項に虚偽の事項が発見されたときは、不適合通知書にその理由を付して申請事業者等に通知する。
- 3 申請事業者等は、納付した審査申請料等については、返還を請求することができない。

(再審査)

第12条 申請事業者等は、不適合通知書を受領した日から3か月以内に、その理由となった事項について改善のための措置を講じ、付与評価機関に再審査の請求をすることができる。

- 2 申請事業者等は、再審査に当たり別に定める再審査料を付与評価機関に納付しなければならない。

- 3 付与評価機関は、再審査料の納付の確認に基づいて、再審査を開始する。
- 4 付与評価機関は、再審査の請求の日から3か月以内に納付がないときは、JAPHIC マーク付与認定をしない旨の決定をし、否認決定通知書にその旨をその理由を付して申請事業者等に通知する。
- 5 申請事業者等は、いったん納付した審査申請料等については、返還を請求することができない。

(旅費)

- 第13条 付与評価機関は、第10条3項の規定により実施する現地審査又は第12条3項の再審査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、別に定める規程に基づき、申請事業者等に請求することができる。
- 2 申請事業者等は、納付した旅費については、返還を請求することができない。

第5章 審査機関の認定契約

(判定決裁および認定)

- 第14条 付与評価機関は、第10条1項から3項及び第12条3項に規定する審査結果に基づいて、別に定める規程に従い「審査機関の認定判定会議」（以下「認定判定会議」という。）を開催のうえ、当該申請事業者等に対する審査機関の認定又はこれを否とする旨の決裁（以下「判定決裁」という。）を行い、審査機関の認定に関する判定決裁通知書を申請事業者等に通知する。
- 2 否認決裁にあつては、前項の規定による審査機関の認定に関する判定決裁通知書にその理由を付して行う。

(認定契約)

- 第15条 付与評価機関は、判定決裁により審査機関の認定をした申請事業者等と、別に定める JAPHIC 認定審査機関契約（以下「認定契約」という。）を締結する。
- 2 前項の規定により認定契約を締結した申請事業者等（以下「認定審査機関」という。）は、別に定める規程及び契約に定めるところに従い、認定契約に対応した認定審査機関番号を付した、様式1による JAPHIC 認定審査機関マークを事業活動に使用することができる。
 - 3 付与評価機関は、認定審査機関に対し、有効期間に対応した、様式2による JAPHIC 認定審査機関証を交付する。
 - 4 認定契約の有効期間は、審査機関の認定の日から1年間とする。
 - 5 更新申請事業者における認定契約については、付与評価機関が更新の可否について決定するまでの間は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとするが、有効期間の満了後に経過した期間については、前項の規定により、更新後の認定契約の期間に算入する。
 - 6 付与評価機関は、申請事業者等が第1項の規定による付与認定契約を審査機関の認定の日から3か月以内に締結しない場合は、JAPHIC マーク付与認定を失効する旨の決定をし、失効決定通知書にその旨をその理由を付して申請事業者等に通知する。

(年会費)

第16条 認定審査機関は、別に定める JAPHIC 認定審査機関年会費（以下「年会費」という。）を付与評価機関に納付しなければならない。

2 認定審査機関は、いったん納付した年会費については、付与評価機関が特に適当と認める場合を除き返還を請求することができない。

3 付与評価機関は、認定審査機関が第1項の規定による年会費を、付与評価機関が請求してから3か月以内に納付しない場合は、JAPHIC マーク付与認定を失効する旨の決定をし、失効決定通知書にその旨をその理由を付して認定審査機関に通知する。

(認定個人情報保護団体業務の対象)

第17条 前条の年会費には、協会が実施する個人情報保護団体としての認定業務である、「個人情報保護法」第38条第1項に定める苦情の処理等の認定業務の対象となるための年会費も含まれる。

2 前項の対象となる事に同意する認定審査機関は、別に定める同意書を届け出なければならない。

(認定審査機関の登録)

第18条 付与評価機関は、別に定める規程に従い登録簿を備え、付与評価機関と認定契約を締結した認定審査機関に係る次の事項を記載し公開するとともに、記載の内容を付与評価機関のホームページ等を通じて公表する。

(1) 名称。

(2) 事業所所在地都道府県。

(3) 認定審査機関番号。

(4) 認定契約の締結の日及びその更新の日。

2 付与評価機関は、審査機関の認定又は認定契約が有効期間の満了又は取消し若しくは解除により失効したときは、当該認定審査機関について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。

3 付与評価機関は、JAPHIC メディカルマーク認証付与に係る審査業務については、当該審査業務が可能な JAPHIC 認定審査員または JAPHIC 認定主任審査員の登録を有す認定審査機関にのみ委託し、その旨登録するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

(申請に係る事項の変更等)

第19条 認定審査機関は、次の事項に変更を生じたときは、速やかに付与評価機関に報告しなければならない。

(1) 名称。

(2) 代表者氏名及び役職。

(3) 役員氏名及び役職。

(4) 事業所所在地。

(5) 代表電話番号及び FAX 番号。

(6) 申請担当者情報。

- (7) 主任審査員の名簿。
 - (8) 個人情報の問い合わせ窓口情報。
 - (9) 合併又は分社化、又はそれ以外の態様における営業譲渡等について。
- 2 付与評価機関は、認定審査機関について合併又は分社化があったときは、別に定める規程に基づいて、当該認定審査機関の JAPHIC マーク制度上の地位の存続又はその地位の他の事業者による承継の可否について審査し、決定する。認定審査機関について合併又は分社化以外の態様における営業譲渡があったときも、同様とする。

第6章 認定更新申請

(認定の更新)

第20条 認定審査機関は、別に定める規定に基づいて行われる審査基準に適合していると認められた場合は、認定契約の有効期間（この項の規定により JAPHIC マーク付与契約の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。）の満了に際し、認定契約の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする認定審査機関は、認定契約の有効期間の満了前4か月以内3か月前までに、次の更新申請書類を付与評価機関に提出しなければならない。

- (1) 所定の様式による指定申請書。
- (2) 登記事項証明書その他の申請団体の実在を証する公的書類。
- (3) 定款又は寄附行為その他事業内容を説明する書類。
- (4) 役員の名簿。
- (5) 第8条1項5号から9号に規定する書類のうち、変更があったもの。
- (6) 個人情報保護に関するその他の事業があるときは、その実施状況（計画を含む。）を説明する書類
- (7) その他付与評価機関が指示する書類又は申請団体が適当と認める書類。

3 前項の定める更新申請書類を認定契約の有効期間満了の3ヶ月前までに付与調査機関に提出しない場合は、審査機関の認定を失効する旨の決定をし、失効決定通知書にその旨をその理由を付して認定審査機関に通知する。

4 JAPHIC マーク付与契約の有効期間の満了前4か月前までに第25条の規定による一時停止が終了していない認定審査機関は、第1項に規定する更新を受けようとする場合には、当該一時停止が終了した日から1か月以内に第2項各号に規定する更新申請書類を付与調査機関に提出しなければならない。

(更新審査申請料等)

第21条 認定審査機関は、更新申請に当たり別に定める更新申請料及び更新審査料（以下「更新審査申請料等」という。）を付与評価機関に納付しなければならない。

2 付与評価機関は、更新申請の日から3か月以内に納付がないときは、審査機関の認定を更新しない旨の決定をし、失効決定通知書にその旨をその理由を付して認定審査機関に通知する。

4 認定審査機関は、いったん納付した更新審査申請料等については、返還を請求することができない。

第7章 付与評価機関の監督・指導・勧告

(事故の報告)

第22条 認定審査機関は、個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに付与評価機関に報告しなければならない。

(調査)

第23条 付与評価機関は、JAPHIC マーク制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、認定審査機関に対し審査業務の実施状況について報告を求めることができる。

2 付与評価機関は、必要があると認めるときは、当該認定審査機関の事務所における調査を行うことができる。

3 付与評価機関は、第1項の実施状況の調査のため、当該認定審査機関が JAPHIC マーク付与認定のために事業者の事業所に対して実施する審査に立ち会うことを求めることができる。

4 付与評価機関は、前二項の規定に基づいて実施した調査に係る旅費（交通費、宿泊費等）について、別に定める規定に基づいて、認定審査機関に請求することができる。

(勧告又は要請)

第24条 付与評価機関は、前条に規定する調査の結果に基づき、JAPHIC マーク制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定審査機関に対し認定業務の実施について改善その他必要な措置を勧告し、又は要請することができる。

(認定の取消し)

第25条 付与評価機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対する審査機関の認定を将来に向かって取り消すことができる。

(1) 申請書類の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 認定審査機関が正当な理由なく第31条に規定する調査に応じない場合又は調査に際し虚偽の報告をしたとき。

(3) 認定審査機関が正当な理由なく前条の規定による要請に従わないとき。

(4) 認定審査機関が第24条第3号に該当するに至ったとき。

2 前項の規定による取消しは、付与評価機関が当該団体と締結した認定契約を解除することにより行う。

3 第1項の規定による取消しを受けた団体は、以後審査業務の実施を中止し、JAPHIC 認定審査機関認定証を協会に返納しなければならない。

4 付与評価機関は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を付与評価機関のホームページ等を通じて公表する。

(取消しの効果)

第26条 前条第1項の規定による取消しを受けた団体が当該取消し前にした JAPHIC 認定及びこれに基づき付与調査機関が JAPHIC マーク付与認定申請事業者と締結した JAPHIC マーク付与認定契約は、当該取消しによって直ちに効力を失わない。ただし、別に定める規定により、再審査の対象となることを妨げない。

第8章 認定審査機関連絡会

(認定審査機関連絡会)

第27条 執行委員会は、JAPHIC マーク制度運営に係る付与認定状況及びその他重要事項につき、認定審査機関に共有及び審議する事を目的とし、原則月に1回の認定審査機関連絡会を開催する。

2 認定審査機関は、原則前項の認定審査機関連絡会に参加しなければならない。

(招集)

第28条 執行委員会の指示により、議題を付して事務局が招集する。

第9章 異議の申出

(認定審査機関からの異議の申出)

第29条 審査機関の認定を受けようとする者又は認定審査機関(以下「認定審査機関等」という。)は、付与評価機関が認定審査機関等に対して決定した措置について、決定の通知から1か月以内に異議を申し出る事ができる。

2 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するため、申請が受け付けられない旨を通知されたとき。
- (2) 第9条3項の規定に基づく、審査機関の認定を否とする旨の否認決定。
- (3) 第11条1項の規定に基づく不適合決定。
- (4) 第11条2項の規定に基づく不適合決定。
- (5) 第12条4項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の否認決定
- (6) 第14条1項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の否認決定。
- (7) 第15条6項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の失効決定。
- (8) 第16条3項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の失効決定。
- (9) 第20条第3項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の失効決定。
- (10) 第21条2項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の失効決定。
- (11) 第25条1項の規定に基づく JAPHIC マーク付与認定の一時停止。
- (12) 第25条1項の規定に基づく JAPHIC マーク付与契約の取消し。

第10章 見直し及び改正手続き

(見直し)

第30条 執行委員会は、この規約に規定する事項について、JAPHIC マーク制度の改善のために必要と認めるときは、適宜、見直すものとする。

(改正手続き)

第31条 この規約の改正は、別に定める規定に基づいて、付与評価機関が行う。

様式 1

(JAPHIC 認定審査機関マーク)



様式 2

(JAPHIC 認定審査機関証)

